

田辺工業高等学校校則

1. 時代の要請に応え、日進月歩の科学技術界の一翼を担い、更にその進歩発展のために、創造的参加をなし得る見識と能力と態度を身につけるような事柄に留意すること。
 - イ. 研究的、意欲的に専門知識と技術の修得に努める。
 - ロ. 幅広い人間性を培うために一般的教養の向上に努める。
 - ハ. 厳しい道徳的判断力と倫理感を持つことに努める。
- ニ. 健康な身体の育成と勤労意欲の高揚に努める。
2. 工業高校の意義と使命を自覚し、学友相励ましあって、責任ある言動を通して立派な校風と伝統の確立のために、最大限の努力を怠らない。
3. 生命を大切にし、豊かな人間性を確立し、お互いの人権を守る。

〔2〕一 般

1. すべての校内自治活動、特にホームルーム活動には積極的に参加協力すること。
2. 飲酒（ノンアルコール類を含む）、喫煙（ニコチンを含まない電子タバコ類を含む）、同席、幫助、違反行為を連想させる物の所持、暴力、その他生徒として好ましくない行為はしないこと。
3. 外出許可証なしに校外に出ないこと。
4. 公共物を大切にすること。また、学習活動または不可抗力的理由以外にて破損した時は弁償すること。
5. 清掃は共に協力して実施し、校内美化に努めること。
6. 学友または家庭に、異状あるいは不慮の事故があった場合は速やかに学校に連絡すること。
7. 校内での拾得物、あるいは紛失については直ちに生徒指導部に届けること。
8. 集会、掲示、印刷、出版、集金、校具の使用、休日または休暇中の校舎および施設の使用は学校長の許可を受けること。
9. 携帯電話、ネット等を使った誹謗中傷行為は絶対にしないこと。

〔3〕礼 法

1. 来賓、その他生徒として敬意を表すべき人に対しては、学校の内外を問わずあいさつすること。
2. 常に正しい言葉遣いを旨とし、特に年長者には正しい敬語を用いること。

〔4〕通 学

1. 始業 15 分前に登校する。
2. 列車、バスによる通学生は特に危険の防止と公衆道徳の遵守に留意すること。
3. 通学途上は交通法規を守り、品性ある姿勢、態度を保持すること。
4. 通学規定全般については「交通安全に関する心得」に従うこと。

〔５〕教 室

1. 授業中は真摯な態度を維持し自学自習に心がけること。
2. 学用品および教室備品等は大切に取扱い、所定の場所に置くこと。
3. 自己に定められた机及び椅子については責任をもって管理保全しなければならない。
4. 転席及び遅刻、欠課、早退の時の出入りはすべて先生の許可を受けること。
5. 授業の終始には正しくあいさつすること。
6. 教室の美化、衛生には特に留意すること。

〔６〕服装・頭髪・みだしなみ

1. 服装は品性を端的に表現するものであり、本校生徒としての誇りを保つ意味においても、本校制定の制服を着用すること。

〈制服Aタイプ〉

（冬服）

- ◇ 上着は紺色でスーツ型ブレザー、胸ポケットにT Tのイニシャル（田辺のT、テクニカルのT）が入っているもの。
- ◇ ネクタイは赤と黒の縞模様、又は紺色。
- ◇ ズボンはグレンチェックでワンタック。
- ◇ カッターシャツは白でT Tのイニシャルが入っているもの。

（夏服）

- ◇ 上着は開襟半袖の白色カッターシャツでT Tのイニシャルが入っているもの。
- ◇ ズボンはグレンチェックでワンタック。
- ◇ 移行期間におけるブレザー着用時はネクタイを付けること。

〈制服Bタイプ〉

（冬服）

- ◇ 上着は紺色でスーツ型ブレザー、胸ポケットにT Tのイニシャル（田辺のT、テクニカルのT）が入っているもの。
- ◇ スカートはタータンチェックの片膝プリーツ、丈は膝が隠れる程度。
- ◇ リボンは、紺色。
- ◇ ネクタイは紺色、又は赤と黒の縞模様。
- ◇ ズボンはグレンチェック。

（夏服）

- ◇ 上着は半袖の白色カッターシャツでT Tのイニシャルが入っているもの。
（リボン・ネクタイを着用してもよい）
- ◇ スカートはタータンチェックの片膝プリーツ、丈は膝が隠れる程度。
- ◇ ズボンはグレンチェック。
- ◇ 移行期間におけるブレザー着用時はリボン・ネクタイを付けること。

2. 原則として夏服は6月1日から、冬服は10月1日から着用する。
3. 校内においては、防寒具の着用は禁止とする。ブレザーの中に着用できるのは、学校制定のVネック型セーターのみとする。
4. 頭髪は、色や形状に手を加える（着脱色、パーマ、カール、アイロン等）ことを禁止とし、みだりに流行を追うのではなく、特異な髪型（極端な刈り上げ、変型等）にしないこと。ドライヤー等による頭髪の痛み・変色・脱色にも気をつけること。エクステ等もしてはならない。
5. 登下校時の靴は、かかとが高くなく華美でない短靴とする。
6. 体育館では本校指定の体育館シューズを用いること。
7. 身体の都合でスリッパまたはサンダルを必要とするときは担任に申し出なければならない。
8. 色のつくリップクリームを含めて、化粧は一切禁止する。
9. ピアス、指輪、ネックレス等装飾品を身につけることは禁止する。